

令和7年度滋賀県における児童虐待相談対応件数等の状況について（概要）

令和7年度における県（中央、彦根、大津・高島、日野）子ども家庭相談センター（以下「センター」という。）および19市町に寄せられた児童虐待に関する相談対応等の状況の概要を次のとおり取りまとめました。



オレンジリボンには
子ども虐待を防止する
というメッセージが
込められています。

1 相談対応件数等の主な状況

- (1) 相談対応件数は8,683件で、前年度比で117件増加となっています。
- (2) 虐待種別では、『心理的虐待』が3,617件で最も多く全体の41.7%、『身体的虐待』が2,837件で32.7%、『保護の怠慢ないし拒否（ネグレクト）』が2,135件で24.6%、『性的虐待』が94件で1.1%となっています。
- (3) 年齢別では、『小学生』以下が6,158件で全体の70.9%となっています。
- (4) 主な虐待者では、『実母』が最も多く5,096件で全体の58.7%、『実父』が3,035件で35.0%となっています。
- (5) 継続して支援しているケースが6,338件で全体の73.0%となっています。

2 相談対応件数について

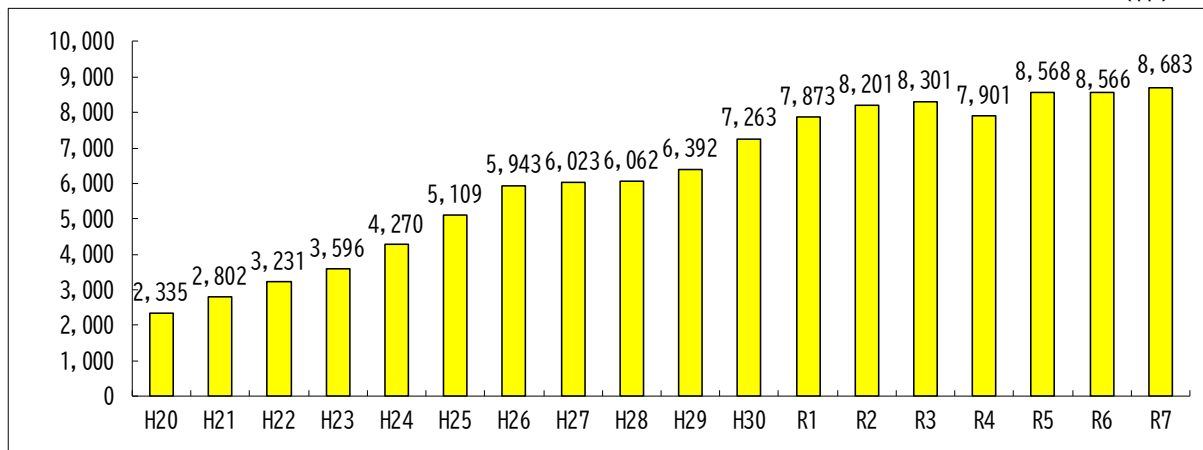
- (1) 前年度と比べて117件増加し、8,683件となりました。虐待種別ごとの前年度からの増減では、「心理的虐待」が105件、「身体的虐待」が91件、「性的虐待」が10件増加する一方、「保護の怠慢ないし拒否（ネグレクト）」が89件減少しています。
- (2) 年齢別の前年度からの増減では、「小学生」が157件、「中学生」が56件、「高校生・その他」が108件増加する一方、「0歳～3歳未満」が143件、「3歳～学齢前児童」が61件減少しています。
- (3) 前年度に引き続き、「心理的虐待」（3,617件）に関する相談が最も多くなっている理由としては、児童が同居している家庭における配偶者への暴力（面前DV）について、依然として警察からの通告が多いことが考えられます。

3 全体状況

(1) 相談対応件数

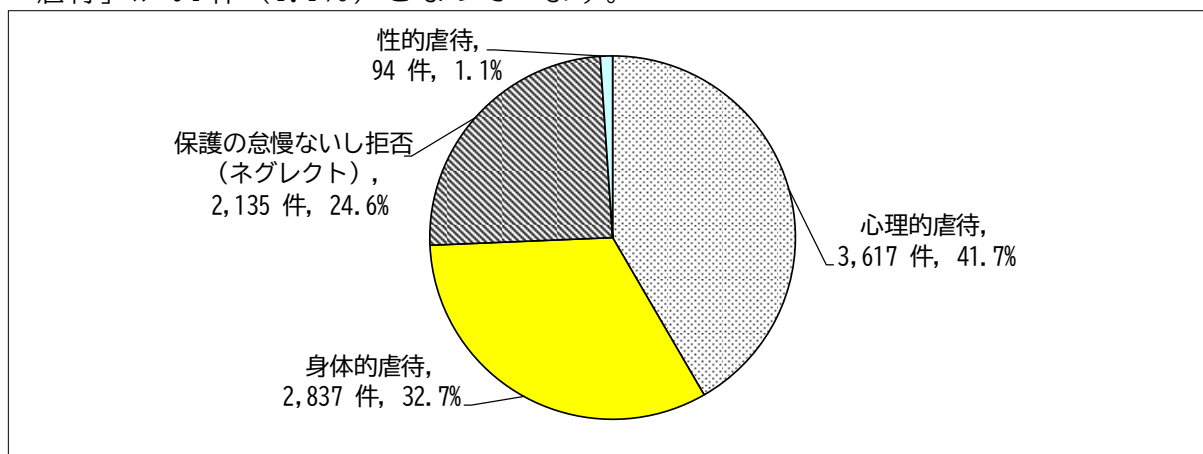
相談対応件数は 8,683 件で、前年度比 117 件の増（+1.4%）となっています。
 ※センターと市町が連携しながら支援・対応したケースを調整しています。
 （センター2,908 件＋市町 8,668 件－2,893 件（連携分）＝ 8,683 件）

（件）

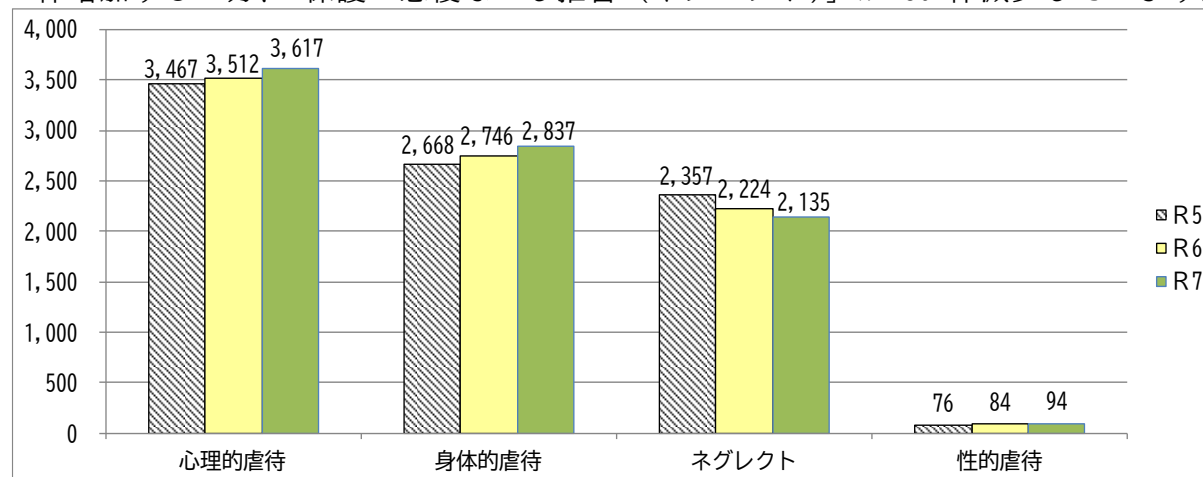


(2) 虐待種別

「心理的虐待」が 3,617 件（41.7%）と最も多く、「身体的虐待」が 2,837 件（32.7%）、「保護の怠慢ないし拒否（ネグレクト）」が 2,135 件（24.6%）、「性的虐待」が 94 件（1.1%）となっています。

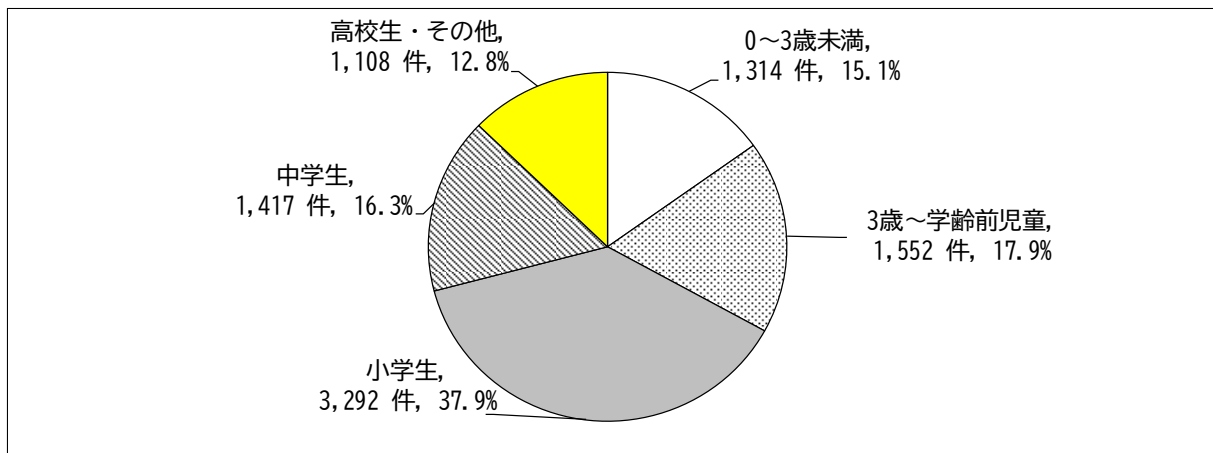


前年度比では、「心理的虐待」が 105 件、「身体的虐待」が 91 件、「性的虐待」が 10 件増加する一方、「保護の怠慢ないし拒否（ネグレクト）」が 89 件減少しています。

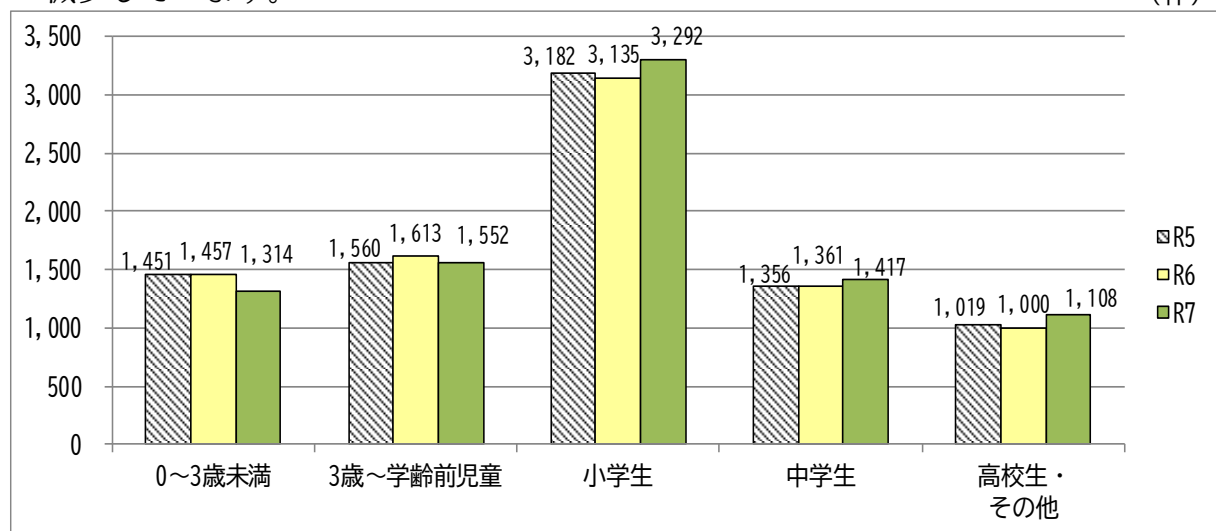


(3) 年齢別

「小学生」が3,292件（37.9%）と最も多く、「3歳～学齢前児童」が1,552件（17.9%）、「中学生」が1,417件（16.3%）「0歳～3歳未満」が1,314件（15.1%）、「高校生・その他」が1,108件（12.8%）と続いています。

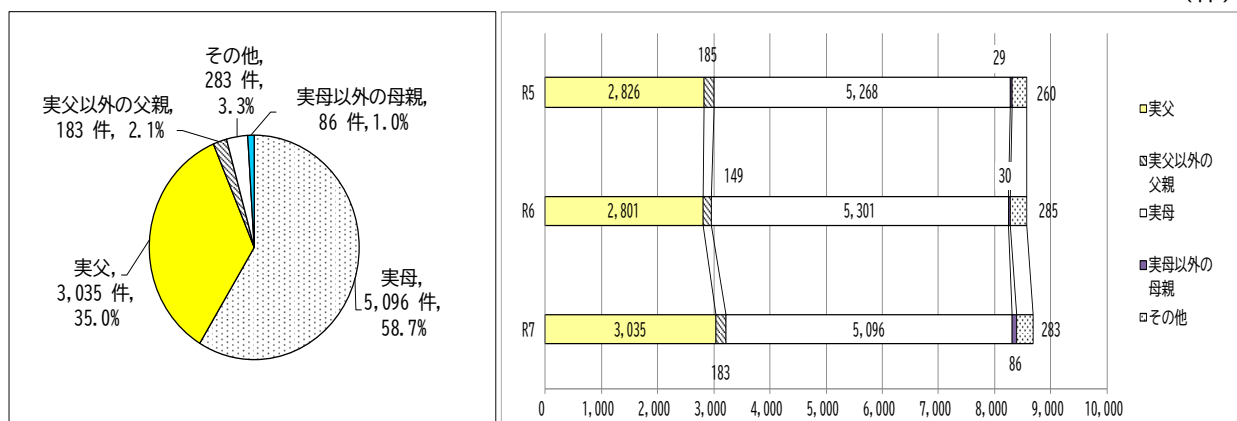


前年度比では、「小学生」が157件、「中学生」が56件、「高校生・その他」が108件増加する一方、「0歳～3歳未満」が143件、「3歳～学齢前児童」が61件減少しています。



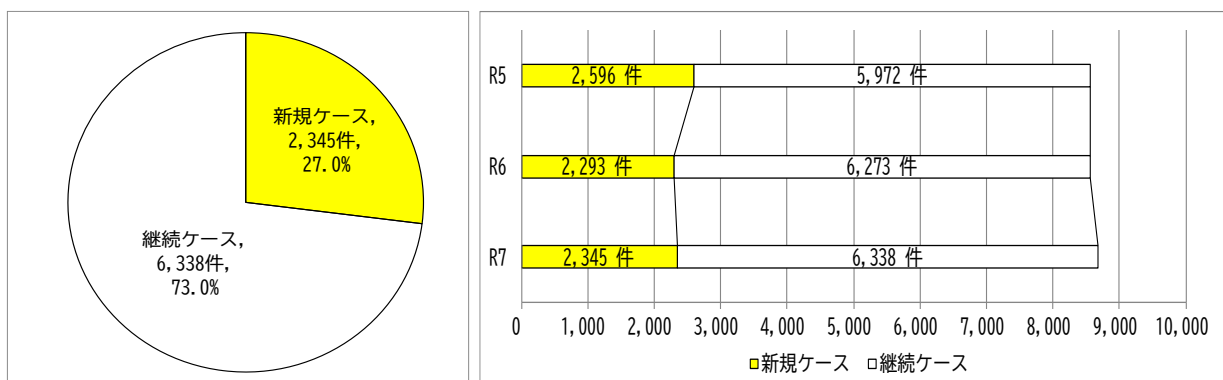
(4) 主な虐待者の内訳

「実母」が5,096件（58.7%）、「実父」が3,035件（35.0%）であり、前年度比では、「実父」が234件の増加、「実母」が205件の減少となっています。



(5) 新規・継続別

「新規ケース」が2,345件（27.0%）、「継続ケース」が6,338件（73.0%）で、前年度比では、「新規ケース」が52件の増加、「継続ケース」が65件の増加となっています。



(6) 一時保護

一時保護施設での「保護件数」は426件で、前年度より35件減となっており、「1日当たりの平均保護人数」は20.5人となっています。また、「一人当たりの平均在所日数」は17.6日で、前年度より1.8日短くなっています。なお、「虐待ケースの一人当たりの平均在所日数」は19.8日で、前年度より3.0日短くなっています。

【一時保護施設での一時保護】

	保護件数 (件)		1日平均保護人数 (人)		1人平均在所日数 (日)	
		左のうち 虐待ケースの 件数		左のうち 虐待ケースの 人数		左のうち 虐待ケース の平均日数
R 5	431	270	24.5	17.8	20.8	24.0
R 6	461	294	24.5	18.4	19.4	22.8
R 7	426	271	20.5	14.7	17.6	19.8
増減 (R7-R6)	△ 35	△ 23	△ 4.0	△ 3.7	△ 1.8	△ 3.0

(7) センター虐待通告

センターに寄せられた通告は、3,270件で、前年度より311件増となっています。「警察等」からの通告が2,073件（63.4%）と最も多くなっています。これは家庭における配偶者への暴力を同居している児童に見せるなどの心理的虐待に関する通告が多いことによるものです。

(件)

	家族	親戚	近隣・知人	市町	児童委員	医療機関	幼稚園・保育所等	警察等	学校等	その他	計
R 5	220	74	469	4	0	62	11	1,566	167	167	2,740
R 6	276	57	393	7	0	74	30	1,729	192	201	2,959
R 7	184	36	300	26	0	55	79	2,073	339	178	3,270
R7構成比率	5.6%	1.1%	9.2%	0.8%	0.0%	1.7%	2.4%	63.4%	10.4%	5.4%	100.0%
増減 (R7-R6)	△ 92	△ 21	△ 93	19	0	△ 19	49	344	147	△ 23	311

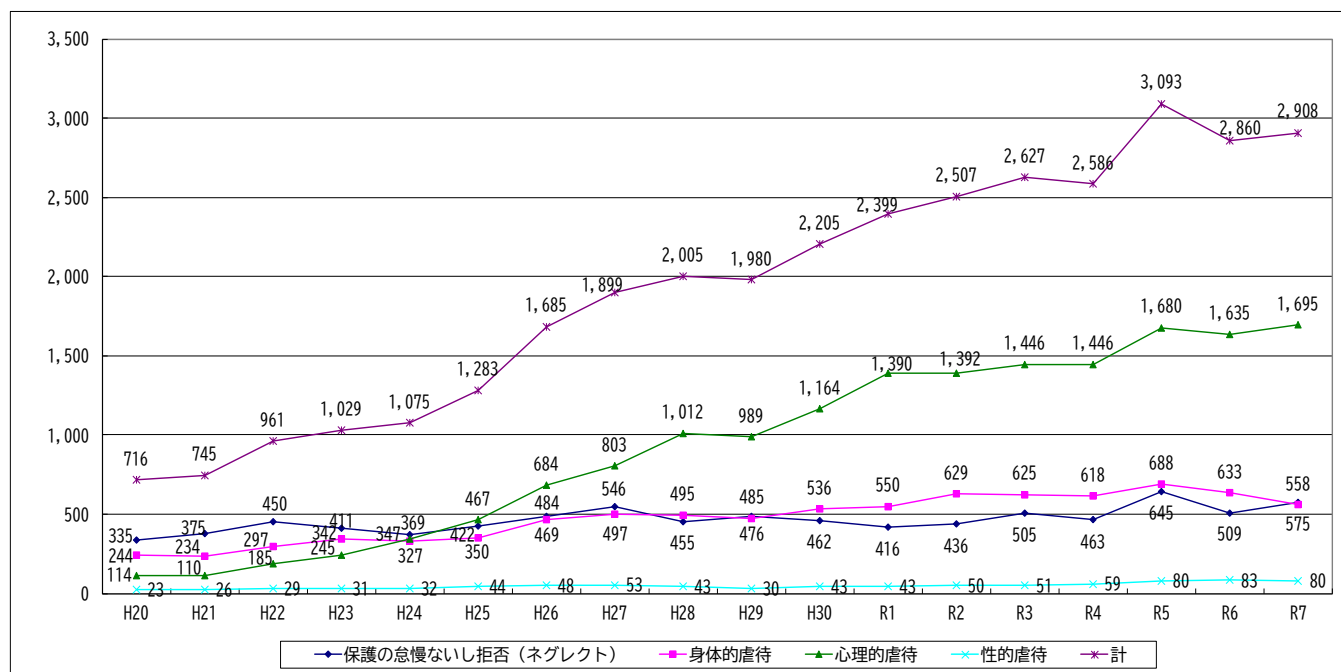
4 センター・市町別の状況

(1) 相談対応件数の推移

令和6年度は前年度に比べセンターが減少しましたが、令和7年度はセンター、市町ともに「心理的虐待」の増加等により、全体の件数は増加しています。

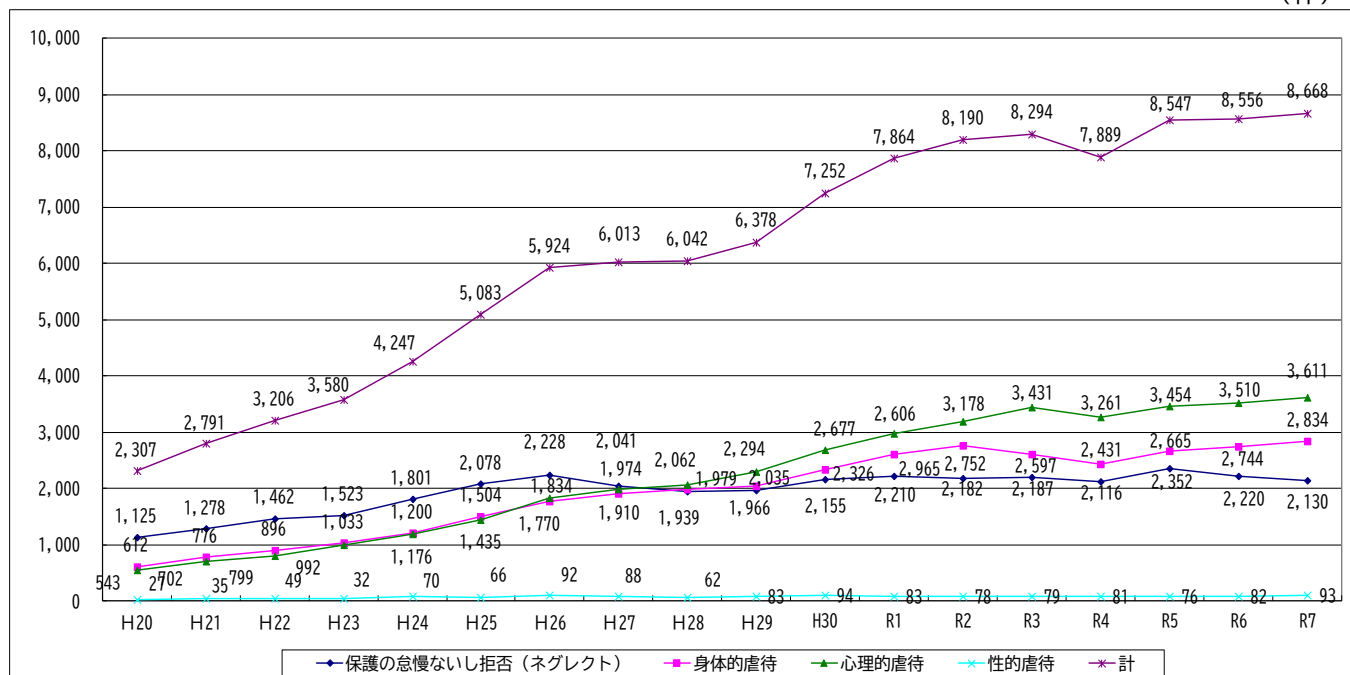
【センター】

(件)



【市町】

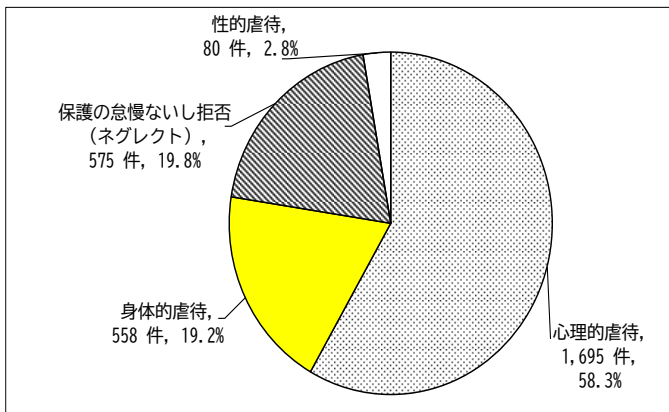
(件)



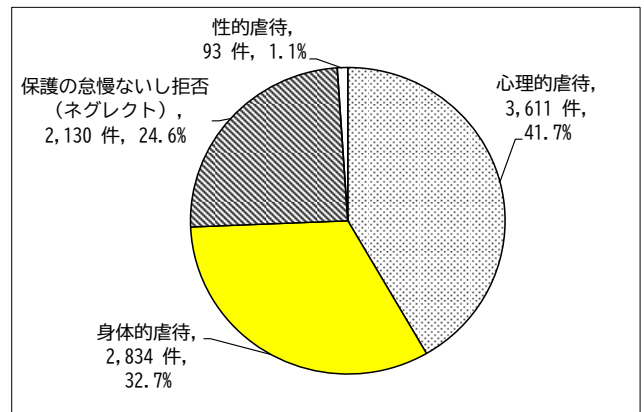
(2) 虐待種別

センター、市町ともに「心理的虐待」の占める割合が高く、センターが 58.3%、市町が 41.7% となっています。

【センター】



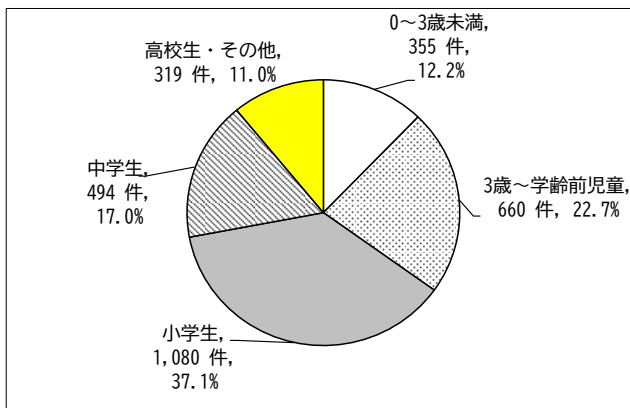
【市町】



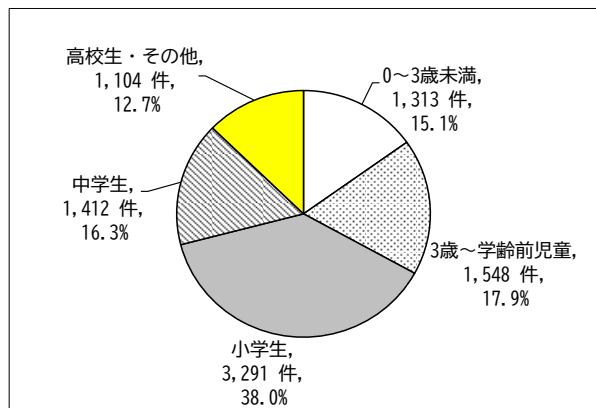
(3) 年齢別

センター、市町ともに「小学生」の占める割合が最も高く、センターが 37.1%、市町が 38.0% となっています。また、小学生以下では、センターの 72.0%、市町の 71.0% を占めています。

【センター】



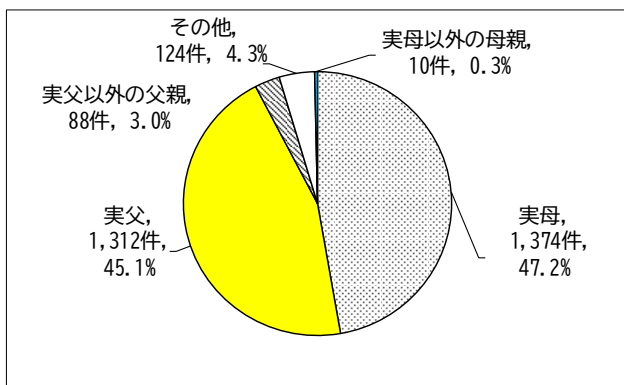
【市町】



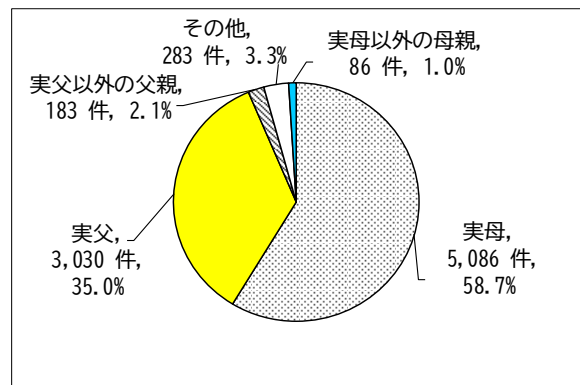
(4) 主な虐待者の内訳

センター、市町ともに「実母」の占める割合が最も高く、センターが 47.2%、市町が 58.7% となっています。また、「実父」の占める割合は、センターが 45.1%、市町が 35.0% となっています。

【センター】



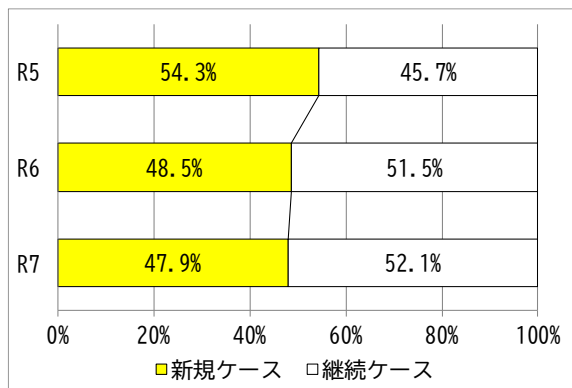
【市町】



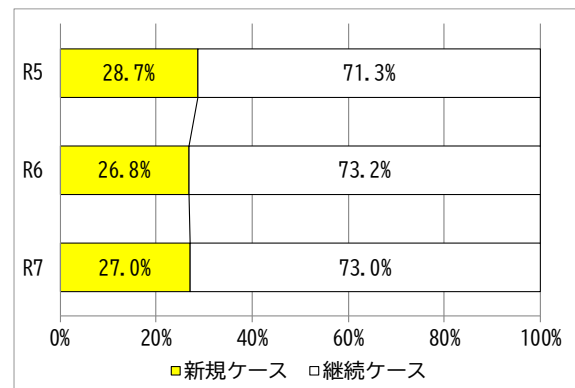
(5) 新規・継続別

センター、市町ともに継続ケースが多く、センターが 52.1%、市町が 73.0% となっています。

【センター】



【市町】



【R7 年度の詳細】

(件)

【センター】

区分	新規	継続		合計
		援助方針変更	1年以上継続	
件数	1,392	1,218	298	2,908
構成比率	47.9%	41.9%	10.2%	100.0%

【市町】

区分	新規	継続		合計
		援助方針変更	1年以上継続	
件数	2,339	149	6,180	8,668
構成比率	27.0%	1.7%	71.3%	100.0%

(6) 虐待の相談経路

センターでは、警察等からの相談が 1,336 件で最も多く、全体の 45.9% を占めています。市町は、学校等が 2,825 件で最も多く、全体の 32.6% を占めています。

【センター】

(件)

	家族・ 親戚	近隣・ 知人	子ども 本人	市町	児童 委員	保健所	医療 機関	幼稚園・ 保育所等	警察等	学校等	その他	計
R 5	241	323	24	765	0	0	70	14	1,289	152	215	3,093
R 6	211	224	15	714	0	0	43	23	1,298	143	189	2,860
R 7	209	230	16	682	0	0	53	11	1,336	182	189	2,908
R7構成比率	7.2%	7.9%	0.6%	23.5%	0.0%	0.0%	1.8%	0.4%	45.9%	6.3%	6.5%	100.0%
増減 (R7-R6)	△ 2	6	1	△ 32	0	0	10	△ 12	38	39	0	48

【市町】

(件)

	家族・ 親戚	近隣・ 知人	子ども 本人	市町	児童 委員	保健所	医療 機関	幼稚園・ 保育所等	警察等	学校等	その他	計
R 5	426	141	14	2,588	45	34	181	941	372	2,628	1,177	8,547
R 6	445	137	17	2,423	28	22	181	964	453	2,769	1,117	8,556
R 7	436	122	17	2,336	38	7	183	963	546	2,825	1,195	8,668
R7構成比率	5.0%	1.4%	0.2%	26.9%	0.4%	0.1%	2.1%	11.1%	6.3%	32.6%	13.8%	100.0%
増減 (R7-R6)	△ 9	△ 15	0	△ 87	10	△ 15	2	△ 1	93	56	78	112

【被措置児童等虐待の状況（児童福祉法第 33 条の 16 に基づく公表）】

被措置児童等虐待の状況（令和 7 年度）

受理件数	調査件数	事実確認の結果	
		該当	非該当
1 件	1 件	1 件	0 件

＜被措置児童等虐待 該当事案の概要＞

性別	女子
虐待の状況	性的虐待
県が講じた措置	再発防止のための事後指導
施設等の種別	社会的養護関係施設
虐待を行った施設職員等の職種	児童指導員

（参考）

◆被措置児童等虐待とは

さまざまな事情により、家庭での養育が困難であるため保護を要し、施設等への入所措置等をされた子どもに対して、施設職員等が行う虐待をいいます。

本県では、虐待を受けた子ども本人からの届出や、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者からの通告に対し、滋賀県社会福祉審議会児童虐待事例検証部会の助言を得ながら必要な措置を講じます。

◆公表の根拠法令

○児童福祉法第 33 条の 16 第 2 項（抜粋）

都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他内閣府令で定める事項を公表するものとする。

○児童福祉法施行規則

第 36 条の 30 法第 33 条の 16 の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

1 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別

イ 小規模住居型児童養育事業及び里親	里親等
ロ 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設	社会的養護関係施設
ハ 障害児入所施設等及び指定医療機関	障害児施設等
ニ 一時保護施設又は法第 33 条第 1 項若しくは第 2 項の委託を受けて一時保護を行う者	一時保護施設等

2 被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種